

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、本校の学校教育目標「心豊かに自立・貢献・感謝する生徒の育成」を達成するためのものであり、生徒が安全で安心して自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。また、中学校は義務教育最後の3年間でもあり、すべての生徒の進路を実現するために「高校入試や就職活動に対応できるみだしなみ」等を基準とし規程に定める。

大成館中学校では、三者(中学校、生徒会、PTA)において以下の必要事項を協議し、本規程を定める。

## 第2章 学校生活に関すること

### (目的)

第2条 中学校において集団生活を営む上で、生徒がルールの大切さや、ルールを守る義務について理解し、自律した大中学生としての誇りを持ち、お互いに安全・安心な充実した学校生活を送るために必要な事項を定める。

### (制服)

第3条 登下校(休業日を含む)等の際は、学校が定める制服または体操服、部活指定ユニホームを着用すること。

#### (1) 冬服 10月頃～ 5月頃

<男子>上着は「標準型学生服(マーク入り)」  
カッターシャツは必ず着用すること。  
ズボンは「標準型学生服(マーク入り)」  
で体型によってはワンタックまではよい。ベルトは黒の無地で必ず着用すること。

ボタンは標準の「桜ボタン」

<女子>上着はダブル前イートン(紺色)  
ブラウスは白色丸襟に棒タイを着用すること。  
スカートはひだスカートで長さは膝丈(膝を床についたときに、裾が床につく)とする。

#### (2) 夏服 6月頃～ 9月頃

<男子>カッター半そでシャツ、又は開襟シャツ(半そで)に標準学生ズボンとする。

<女子>ブラウス(半そで)と腰スカートとし、スカート丈は膝丈とする。

#### (3) 防寒服

防寒服は学校で許可されたものとする。

#### (4) その他

- ・マフラー、手袋、ネックウォーマーは使用してもよい。ただし、着用は登下校時のみとし、校舎内では着用しない。
- ・帽子は禁止とする。ただし、部活動で許可されたものはよい。
- ・セーターは学校指定のものとし、裾や袖からの極端なはみ出しは禁止とする。
- ・ストッキングの色はベージュのみとする。

### (髪型)

第4条 中学生としてふさわしい髪型とし、次のことを禁止する。

- (1) 特異な髪型。(モヒカン、パーマ、そり込み、つけ毛、ツープロック等)
- (2) 染色・脱色、ドライヤーなどによる変色。
- (3) 整髪料。
- (4) 女子で肩を越えて長く伸びている場合は、髪をくくることとし、ピン、ゴムの色は黒、紺、茶の無地とする。前髪が目にかかる場合、女子はピンでとめてもよい。男子は切ること。

### (化粧、装飾、装身具等)

第5条 次のことを禁止する。

- (1) 口紅、マスカラ、ファンデーション等の化粧類。
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾。
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、カチューシャまたミサンガ等の装身具
- (4) まゆ毛のそり落とし、つけまつ毛などの加工(その他の服装面)

第6条 その他服装等に関する必要な事項を定める。

- (1) 下着類は必ず着用し、無地で白色のものとする。(ワンポイントまでは可)
- (2) 靴は学校規定(白)のもので、運動のできる靴とする。ハイカット、ヒール、平底の靴は禁止する。
- (3) くつ下は、無地で黒、白、紺とする。(ワンポイント可、ルーズソックス・くるぶしソック

ス不可)

- (4) 上ばきは、学年別で指定した色のもの。
- (5) 通学かばんは学校規程のものを使用すること。  
特に補助カバンの規定はないが、教室のロッカーに入るサイズとする。
- (6) 制服のボタンをはずしたり、シャツのはみ出しなどは禁止。
- (7) 規程の名札を左胸ポケットの上に止めること。

(持ち物)

#### 第7条 学校での教育活動(授業や行事、部活動等)

に必要なものは不要物とし、校内への持ち込みを禁止する。(OA機器、ピアス等の装飾品、化粧品、マンガ・雑誌、トランプ類、プリクラ、ゲーム機、菓子、うちわなど)

- 2 不要物を持参した場合には預かり、本人を指導するとともに、保護者に連絡、原則保護者に直接返す、または保護者と協議の上、一定期間預かる。または処分する。
- 3 携帯電話は学校教育活動に不要であると同時に、トラブル等に巻き込まれる要因となるケースがあるため学校へ持参することは禁止とする。  
ただし、生徒の安全確保等の理由により学校に持参することが必要な場合は、保護者が担任に相談をし、学校の許可を得て持参し、生徒は登校時に担任等に預け、下校時に受け取る。  
許可なく携帯電話を学校に持参していることがわかった場合は、その時点で担任等が携帯電話を預かり、保護者に連絡し学校で保護者に直接返す。

2回目 1週間預かり、保護者に直接返す。

3回目以降 預かりを1週間延長する。

※学校が携帯電話を預かる場合、その期間の携帯使用料金等について学校は負担しない。

- 4 通学用カバン(規定、補助)にキーホルダーなどのアクセサリをつけたり、シールなどを貼ったりしない。

(欠席・遅刻・早退)

#### 第8条 欠席、遅刻、早退について、次のように定める。

- (1) 始業チャイム(8時30分)が鳴り始めた時、荷物等を整頓した状態で自分の席に着いていなければ遅刻とする。

- (2) チャイム着席は、チャイムが鳴り始めた時、自分の席に着いていなければ授業遅刻とする。

- 2 遅刻や欠席の連絡は、必ず保護者が8時20分までに連絡する。
- 3 早退は、体調不良等で妥当な理由がある場合認める。その際、学校は必ず家庭連絡を行う。
- 4 無断欠席の場合は、必ず保護者に連絡する。  
2回目以降は保護者・生徒に学校へ来てもらい指導する。
- 5 遅刻が合計3回になったら保護者に連絡する。  
5回目以上については保護者・生徒に学校へ来てもらい指導する。
- 6 授業または学活開始時刻(チャイム席)に間に合わなかった場合、特別な指導(第4章)を行うこともある。

(授業規律)

#### 第9条 授業において全ての生徒の学習権を保障するためには授業規律を認識することが大切であり、次の点に留意する。

- (1) 休憩時間に次の授業準備や教室移動等を行い、チャイムが鳴り始めた時自分の席についておく。
- (2) 授業中に、体調不良等で緊急を要する以外、勝手に席を離れたり、教室の出入をすることは、授業妨害となる。
- (3) 授業中、私語や勝手な発言で他の生徒の授業を妨げる行為は授業妨害となる。
- (4) 授業中、指導無視等がある場合、授業妨害と見なす。
- (5) 授業妨害については、特別な指導(第4章)を課する。

(自転車通学)

#### 第10条 自転車通学は、指定区域内の者を許可する。

- (1) 学校が許可した生徒以外は乗って来てはいけない。
- (2) 自転車通学する場合は必ず鑑札をつけ、所定の場所に置くこと。盗難予防のため施錠すること。
- (3) 通学時にはヘルメットを着用すること。  
ハンドルを握ったらヘルメットを着用し、学校の敷地内では自転車を押して移動する

こと。

- 2 ヘルメットは学校指定のものを正しく（あごひもを締める等）着用する。
- 3 「ヘルメットを着用していない」また、「2人乗り」、「傘を差して自転車に乗る」等の交通法規・ルールを守らない者は、次の通り指導を行う。

○1回目の指導

- ・学校で反省し、保護者に連絡する。

○2・3回目の指導

- ・保護者に連絡をし、1週間自転車を預かる。

○4回目以降の指導

- ・自転車通学許可の取り消し。

※自転車は軽車両に種別され、免許がなくても道路交通法で取り締りを受ける。また、14歳以上の生徒は安全講習受講義務の対象となる。

※ヘルメット着用の対象学年は次の通り

2018年度（平成30年度） 第1学年のみ

2019年度（平成31年度） 第1・2学年

2020年度（平成32年度） 全ての学年

（保健室の利用）

第11条 保健室の利用について必要な事項を定める。

- (1) 緊急でない限り、休憩時間を利用する。
- (2) 利用時には、担任・授業者の許可を得て、連絡カードを持参する。
- (3) 保健室での休養は原則1時間とする。

- 2 保健室では、保健室の先生の指示・指導に従う。従わない場合は、保健室の利用はできない。また、保健室での休養が1時間を超えるような場合は、保護者連絡し、早退する。

### 第3章 校外での生活に関すること

（目的）

第12条 社会の法律やルールを守る義務について理解させ、自律した大中学生としてふさわしい生活を送るために必要な事項を定める。

（校外生活のきまり）

第13条 法令・法規等に違反する触法行為をした場合、保護者・生徒に学校で指導、説諭等を行う。

- (1) 触法行為の内容によっては、特別な指導（第4章）を行う。
- (2) 触法行為の内容等の状況により、関係機関

と連携を図る。

- (3) 他の学校（中学校、小学校、幼稚園、保育所など）へは許可なく行かない。

（施設への出入）

第14条 次の施設への出入についての必要条件を定める。

- (1) 映画館、プール場、スケート場等は保護者の承認を得ること。
- (2) カラオケボックス・インターネットカフェ・ゲーム場等は生徒だけで利用しない。

（外出・外泊等）

第15条

- (1) 友人宅への外泊は原則禁止する。また、生徒だけの夜間の外出はつつしむ。
- (2) 外出する時は、保護者に行き先、帰宅時間等を伝える。

（アルバイト）

第16条 アルバイトは原則禁止。事情がある場合のみ事前に学校の許可を受けること。

（連絡）

第17条 校外で何らかの事故にあった場合は、直ちに学校又は担任に連絡する。

第18条 校外での生活で、特に触法行為等があった場合は、状況により関係機関と連携する。

### 第4章 特別な指導に関すること

（目的）

第19条 特別な指導は、生徒自らが起こした問題行動を振り返り、自律し充実した学校生活を取り戻すための内省等を行うと同時に、学習指導や進路について目標を持たせる指導を別室で行うものである。

第20条 次の問題行動等を起こした生徒に特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規等に違反する触法行為。
- (2) 本校の規則等に違反する行為。
- (3) 暴言暴力、器物破損、いじめ、授業妨害、指導無視などの行為。

第21条 教育上特別な指導が必要と判断をした場合は、保護者と連携し、特別な指導を別室で行うに至る経緯や指導方針を説明する。

（指導内容）

第22条 特別な指導の内容

- (1) 振り返りと反省。
- (2) 指導と説諭。
- (3) 問題行動の内容や生徒の状況によって別室（面談室，空き教室）での課題学習。

（特別な指導の期間）

第23条 特別な指導の期間は，数時間～数日を目安とするが，生徒の状況等によって期間の短縮や延長も考慮する。

（事後指導）

第24条 特別な指導終了後，学校長に学校生活の努力目標等を約束した上で，教室での学習を再開する。

（その他）

第25条 校内における暴力行為及び器物損壊等への対応は，状況により関係機関と連携する。